

改正される感染症法（案）における病原体の種別と取り扱い、病原体等所持者の義務等の要点

（日本細菌学会 BS 委員会 荒川）
Apr 1, 2006

特定病原体等の種別	病原体等名 (青字は細菌または毒素)	取り扱い	所持者の義務等	
			研究機関等	病院・診療所等
第一種病原体等	エボラウイルス クリミア・コンゴ出血熱ウイルス 痘そうウイルス 南米出血熱ウイルス マールブルグウイルス ラッサウイルス その他政令で定めるもの	<p>【所持等の禁止】</p> <p>国又は政令で定める法人のみ所持（施設を特定）、輸入、譲渡し及び譲受けが可能</p> <p>発散行為の処罰等 (第六十七条)</p>	<p>病原体を所持前に「感染症発生予防規程」を作成し厚生労働大臣に届け出る。</p> <p>「病原体等取扱主任者」を選任し30日以内に厚生労働大臣に届け出る。</p> <p>「感染症発生予防規程」の周知と教育及び訓練</p> <p>滅菌、譲渡する際の届け出</p> <p>記帳義務、施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守</p> <p>運搬の際には公安委員会へ届け出て証明書の交付を受ける。</p> <p>盗難等事故発生時の届け出 災害時の応急措置と届け出</p>	<p>病院、診療所、検査を行う機関が、業務に伴い病原体を所持する事になった場合は、滅菌、無害化しなければならない。 (第五十六条の二十二第一項第二号)</p> <p>滅菌、譲渡する場合も、記帳義務、政令で定められた施設、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守 (第五十六条の二十三～二十五)</p>
第二種病原体等	SARS コロナウイルス 炭疽菌 野兎病菌 ペスト菌 ボツリヌス菌 ボツリヌス毒素 その他政令で定めるもの	<p>【所持等の許可】</p> <p>検査、治療、医薬品の製造、試験研究の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、輸入、譲渡し及び譲受けが可能</p> <p>許可無く所持した場合は処罰</p> <p>欠格条項あり (第五十六条の七) 破産者、禁固刑以上の刑に処せられた者-----。</p>	<p>病原体を所持前に「感染症発生予防規程」を作成し厚生労働大臣に届け出る。</p> <p>「病原体等取扱主任者」を選任し30日以内に厚生労働大臣に届け出る。</p> <p>「感染症発生予防規程」の周知と教育及び訓練</p> <p>滅菌、譲渡する際の届け出</p> <p>記帳義務、施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守</p> <p>運搬の際には公安委員会へ届け出て証明書の交付を受ける。</p> <p>盗難等事故発生時の届け出 災害時の応急措置と届け出</p>	<p>病院、診療所、検査を行う機関が、業務に伴い病原体を所持する事になった場合は、滅菌、無害化しなければならない。 (第五十六条の二十二第一項第二号)</p> <p>滅菌、譲渡する場合も、記帳義務、政令で定められた施設、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守 (第五十六条の二十三～二十五)</p>

特定病原体等の種別	病原体等名 (青字は細菌または毒素)	取り扱い	所持者の義務等	
			研究機関等	病院・診療所等
第三種病原体等	<p>Q 熱コクシエラ、狂犬病ウイルス、 多剤耐性結核菌 (RIF, INH に耐性)</p> <p>----- 政令で定めるもの コクシジオイデス真菌、サル痘ウイルス、腎症候性出血熱ウイルス、西部馬脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、東部馬脳炎ウイルス、ニパウイルス、日本紅斑熱リケッチア、発疹チフスリケッチア、ハンタウイルス肺症候群ウイルス、B ウイルス、鼻疽菌、ブルセラ菌、ベネズエラ馬脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、リフトバレーウイルス、類鼻疽菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア その他政令で定めるもの</p>	<p>【所持等の届出】</p> <p>病原体を所持した場合、厚生労働大臣へ届け出が必要</p> <p>届出せず所持した場合は処罰</p>	<p>病原体の種類等について厚生労働大臣へ事後届け出が必要 (所持した日より7日以内)</p> <p>記帳義務、施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守</p> <p>運搬の際には公安委員会へ届け出て証明書の交付を受ける。</p> <p>盗難等事故発生時の届け出 災害時の応急措置と届け出</p>	<p>病院、診療所、検査を行う機関が、業務に伴い第三種病原体を所持する事になった場合は、<u>省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間、届出等はいらない。</u> (第五十六条の十六第一項第一号)</p> <p>滅菌、譲渡するまでの間、<u>記帳義務、政令で定められた施設、保管等の基準は適用されない。</u> (第五十六条の二十六第一項)</p>
第四種病原体等	<p>インフルエンザウイルス(H2N2)、黄熱ウイルス、クリプトスポリジウム、結核菌 (多剤耐性結核菌を除く。) コレラ菌、志賀毒素、赤痢菌属、チフス菌、腸管出血性大腸菌、鳥インフルエンザウイルス、パラチフスA、ポリオウイルス</p> <p>----- 政令で定めるもの ウエストナイルウイルス オウム病クラミジア デングウイルス 日本脳炎ウイルス その他政令で定めるもの</p>	<p>【基準の遵守】</p> <p>病原体を所持した場合、厚生労働大臣へ届け出等は不要であるが、所持者に管理責任が負われる。</p>	<p>施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守</p> <p>盗難等事故発生時の届け出 災害時の応急措置と届け出</p>	<p>滅菌、譲渡するまでの間、<u>政令で定められた施設、保管等の基準は適用されない。</u> (第五十六条の二十六第三項)</p>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案 (平成 18 年 3 月 10 日提出) については

下記ホームページよりダウンロード可能ですのでご参照ください。

[<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/164.html>]